

「バイステイックの7原則」を現代から考察する

—継承と発展を鍵概念として—

山 本 裕 子

The Inspection of “the Biestek Seven” at its Present Age :
A Key Concept for Inheritance and Development

Yuko Yamamoto

はじめに

バイステイック (Felix P. Biestek) がロヨロ大学 (シカゴ、アメリカ) から *The Casework Relationship* を出版したのは1957年である。我が国では、ヤングハズバンド (Eileen Younghusband) が序言を寄せた英国版を、田代不二男、村越芳男が『ケースワークの原則』の邦題で1965年に翻訳出版した。1980年に再び両氏の訳で新装版が出版され、その際には「一より良き援助を与えるために—」と副題が付されている。その後1996年には尾崎新らによって『ケースワークの原則 [新訳版] 援助関係を形成する技法』が出版された。尾崎らは原著を「古典」として評価したうえで、社会福祉臨床の今日的用語を用いた新訳に改めることで、バイステイックの遺産に学び、議論を発展させていくことを意図して新訳本を出版したのだと述べている。

これら3つの訳本はいずれも重版されて読み継がれ、社会福祉学分野では異例のロングセラーとなった。1994年、バイステイックが82歳で亡くなった時のニューヨークタイムズには、原著は6言語圏で翻訳出版され、英語版だけでも10万部を超えた学術書のベストセラーであったことが紹介されていた¹⁾。

原著はPART 1. The Essence Of The Casework Relationship (第一部ケースワーク関係の本質) とPART 2. The Principles of the Casework Relationship (第二部ケースワーク関係の原則) の二部で構成されている。中でもバイス

ティックが第二部で詳述した、ワーカー・クライアント関係をより良く形成するための7つの原則は、「バイステックの7原則 (Biestek Seven)」と呼ばれて我が国の社会福祉分野にも定着しており、バイステックの名前と7つの原則名を知らない人はいないと言っても過言ではない。社会福祉学を学ぶ学生たちは、社会福祉士養成講座編集委員会のテキストで幾度となくバイステックの名前と7原則とに出会う。社会福祉士養成課程相談援助実習の現場では、実習指導者がバイステックの7原則について、実践を通して指導する。また社会福祉士国家試験でも、何がしかの形で毎年これが出題されてきたことから、他に類を見ないほど汎用されてきた実践理論であることが分かる。「援助関係の概念を分析しておくことは、学生のトレーニングにも、経験豊かなケースワーカーがクライアントとの困難な関係に悩む場合にも、大いに役に立つ」とバイステックは述べている。正に彼の眼目は、我が国の社会福祉教育や実践現場にも浸透していると言えるだろう。

しかし、原著が出版されて既に56年が経つ。半世紀を経てもなおバイステックの7原則が当時のままで議論されることもなく多用されていることを、どのように評価すれば良いのだろうか。特に20世紀後半からの半世紀は、グローバリズムの進展と共に人権と権利に関する認識が高まり、国の内外を問わず人間の福祉に関する理念もソーシャルワークの方法理論も大きく転換した。社会福祉学が社会科学であるのならば、半世紀以上前のバイステック理論に疑義を呈してみるのにも意味がある。

バイステックが主張した援助関係の重要性を継承しつつ、バイステックの7原則を現代から敷衍^{ふえん}して考察する。

1. ケースワークの定義と援助理論の立脚点

著書の冒頭で、バイステックはパワーズ (Swithun Bowers, 1949) の定義を引いて、ケースワークとは何かを以下のように説明している。

「ソーシャルケースワークは、クライアント自身とその環境のすべて、もしくは

いずれか一部との間に、より良い調整 (adjustment) がはかられるように、個人の潜在的な能力と適切な地域の資源とを結集する、人間関係に関する科学的知識と援助関係のスキルを活用する科学 (人文科学 art) であると定義されている」(筆者訳)

パワーズは、1947年までに出された30以上のケースワークの定義を検討して、前述の定義を定めたとされている。この中で特徴的な「Social Casework has been as an art…」のartの意味については、和訳に際しても議論がなされてきた。“art”を単に「アート」と書いて、単なる技術やプロセスを超えた創造的なものを含蓄するものだと説明が付された訳や、artを「技術」と訳したものもある(田代・尾崎らの前掲書)。筆者が「(人文) 科学」と訳したのは、理論的にも実証的にも、体系化された科学を志向した先達の業績を「art」に包摂した、と捉えたためである。

一方、2000年に採択された国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)のソーシャルワークの定義は以下の通りである。

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(IFSW 日本国調整団体定訳：2001)

パワーズによるケースワークの定義は、統合理論や生態学的システム理論以前の実践理論に基づくものである。しかしIFSWのソーシャルワークの定義と比較しても、スキーム自体に大きな隔たりはない。M.リッチモンドの定義(1922)「クライエントのパーソナリティーの発展をはかる」を超え、また、H.パールマンの定義(1957)「相談する人・問題・支援する専門家・支援機関・それらによって用いられる支援過程である」でもなく、パワーズの定義「個人と環境との調整、個人の問題解決能力と地域資源とを結集し、問題のより良い調整 (adjustment) をはかる」をバイスティックが著書の冒頭で示したことは、彼自身もパワーズの定義に賛同し、現代の方法理論に近似したスキームを有していたことが理解出来る。

2. バイスティックの援助関係理論の特質

バイスティックはワシントン州のカソリック大学でソーシャルワーク修士と博士を取得している。彼はまた、Father Biestek (バイスティック神父)とも称されるカソリック・イエズ会の司教であり、ロヨロ大学の学長も務めた人物である。著書の随所に、キリスト教信仰に支えられた彼の価値観を読み取ることができる。とりもなおさず、COS 以後のケースワークの萌芽はキリスト教の教義から出発したものであったことを、彼の著書は再認識させた。

ケースワークにおける援助関係の本質を説くバイスティックの言葉には、メタファーを用いた興味深い表現が多い。例えば、

- ・援助関係はソーシャルワークの魂 (Soul) である。(原著まえがき)
- ・ケースワークにおける援助関係は生命があり鼓動している (a living, pulsating thing)。そして、それらがバラバラにされた時、生命は傷つけられることになる。(同上)
- ・援助関係はまた、余すところなくケースワーク過程を流れる水路 (Canal) である。この水路を通して個人の潜在的な能力と地域の資源を結集し、また、面接や調査、診断と処遇における技術もこの水路を通して進められる。(原著 p. 4)
- ・言葉はある冷たさをもっているが、援助関係は温かみをもっている²⁾。

バイスティックは 1920 年代以降のケースワーク援助関係に関する先駆者の論述や定義を議論したうえで、それを以下のように定義をしている。

ケースワーク関係は、ケースワーカーとクライアント間の態度と感情による力動的相互作用である。そしてこの関係は、クライアント自身とクライアントの環境との間をより良く調整できるよう、クライアントを支援する目的をもつ。

バイスティックは、援助関係—すなわちケースワーク過程において、ワーカーとクライアント間に築かれる専門的な援助関係を、「両者の関係性に関する歴史的解釈」「援助関係の目的」「援助関係の間で生じる態度と情緒」「態度と情

緒の力動的相互作用」「援助関係における7つの原則の提示」とに分けて、第一部「ケースワーク援助関係の本質」で論じている。原著は149ページのコンパクトな書籍であるが、バイスティック理論の真髄は、第一部の僅か13ページに書かれている総論の中に集約されている。

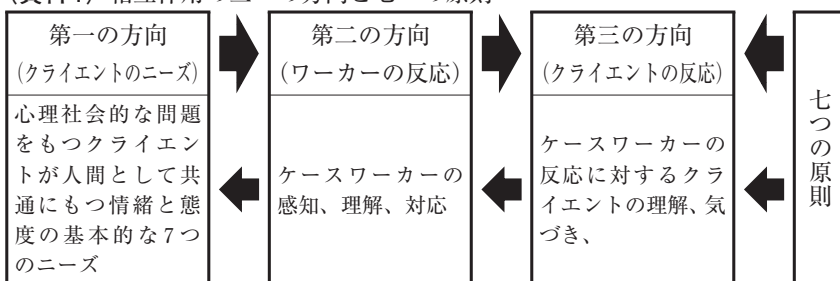
3. 援助関係の本質とその構成要素としての7つのニーズ

援助関係とは、ケースワーク全体の目的の一部分にすぎない。それはクライアントがケースワーク過程に安心して参加し、自らの問題解決に向けて建設的に考えを進められるよう援助することを目的とするものである。

援助関係を理解するためには、それを構成する要素を理解する事が必要であるとして、バイスティックはクライアントの基本的ニーズを7つ挙げている。そしてそれら7つの全てを一体として反応するケースワーカーの感性と、ケースワーカーの反応から気づきを深めていくクライアントの反応といった、二者間の情緒と態度に生じる三段階の力動的な相互作用こそが、生き生きと活気にあふれ、援助過程全体を通して続くのだと説明する。

バイスティックはその力動を以下のように示している。

(資料1) 相互作用の三つの方向と七つの原則



出典：原著 p. 17 の表を基に筆者が一部改編して作成した

まず第一段階は、クライアントからケースワーカーに働きかけがなされる。ケースワーカーを訪れたクライアントは、自分の問題や弱さを明らかにしなければならない。クライアントは次のような気持ちを抱くだろう。例えば、「このケー

スワーカーは私の話には耳を傾け、温かく、感性をもって私の相談にのってくれるだろうか」「彼は私のことを価値ある人間として尊厳をもって接してくれるだろうか」「彼は私を単に『一つの事例』として非人間的に扱うのだろうか」「私を怠惰な人間として裁き、私が望まないことを強制したりするのだろうか」「私の秘密を他の人に漏らすのだろうか」といったように。

第二段階では、感情と態度による相互作用として、ケースワーカーからクライアントに働きかけるものである。ケースワーカーはクライアントの基本的ニーズと感情を敏感に感じとり、彼らの真意を理解し、適切に反応して次のようにクライアントに言うだろう。「あなたの問題、あなたの強さと弱さを知ること、私は一人の人間としてあなたへの敬意を覚えています。私はあなたに罪があるとか無いとかを審判することはありません。私はあなたが必要なものを選択したり決定したりする手助けしたいと望んでいるのです」。

このような相互作用は主として内的な作用であり、言語によってなされることは少ない。ケースワーカーにクライアントの気持ちを感知する能力が無ければ、クライアントもまた同様に感性を欠くことになる。ケースワーク過程を通して、感性を育て、深めていくことは継続的になされることが必要である。

第三段階では、再びクライアントからケースワーカーへの働きかけがなされる。クライアントはケースワーカーの反応に気づき、ケースワーカーにこの気づきを何らかの方法で明らかにしようとする。例えば、クライアントの感情表現をケースワーカーが心から受け止めていることや、クライアントの不安、恐れを理解していることが分かったと、非言語的に示すことが多い。または「私は以前は誰かに対して、このように自由に話してもよいのだと感じたことはありません」「私はあなたと話せて、とても気持ちが優くなりました」と言葉で伝えるかもしれない³。

第一の方向に挙げられるクライアントの基本的ニーズをバイスティックは七つ挙げ、そのニーズを満たすためのケースワーカーの行動原理を七つの原則として対峙して表した。(原書 p.17 より)

(資料2) クライアントの七つのニーズとバイスティックの七つの原則

| | 七つのニーズ | 七つの原則 |
|---|---|---|
| 1 | クライアントは、1つの事例（ケース）として、1つのタイプとして、あるいは1つのカテゴリーとしてよりは、むしろ一人の個人として対応されたいというニーズをもっている | クライアントを個別に捉える Individualization |
| 2 | クライアントは否定的な感情と肯定的な感情の両方を表現したいというニーズをもっている。感情には、恐れ、不安、憤り、憎しみ、自分の権利が侵害されているといった不公平感などがあるかもしれないし、またその逆の場合もあるだろう | クライアントの自由な感情表現を大切に Purposeful expression of feelings |
| 3 | クライアントは、たとえ人への依存や弱さ、罪や怠慢があったとしても、価値ある人間であり、生まれながらに尊厳を有する人間として受けとめられたいというニーズをもっている | ワーカーはクライアントに対して、コントロールされた感情表現をする Controlled expression of feelings |
| 4 | クライアントは、表出した感情に対して、共感的に理解して対応してほしいというニーズをもっている | 受容する Acceptance |
| 5 | クライアントが陥っている困難に対して、審判されたり非難されたくないというニーズをもっている | クライアントを審判しない Non judgmental attitude |
| 6 | クライアントは、自分の人生に関する事は自分自身で選択し、決定したいというニーズをもっている。クライアントは、周りから押し付けられたり、管理されたり（bossed）、これをしなさいと言われてたりすることを望んではいない。クライアントは指示ではなく、支援を求めている | クライアントの自己決定を尊重する Client self-determination |
| 7 | クライアントは、可能な限り秘密や自分の情報を秘匿したいとするニーズをもっている | 秘密を守る Confidentiality |

出典：原著をもとに山本が作成した。

援助関係における理論として原則を七つに分けているものの、一つの原則はその他の原則とも結びついており、本来は分けることのできないものである。

七つのうちのいずれか一つでも欠けば、援助関係全体がうまく機能しない。すなわち、一つの原則の不在は、良い援助関係の不在を意味することでもある。

4. バイスティックの七原則を発展させる

バイスティックの七つの原則につけられたそれぞれのタイトルは、田村らの翻訳が簡潔だが、意味を理解するにはやや難解である。しかし暗唱するには語句のテンポも良く、今もこの七原則の訳が用いられることが多い。一方、尾崎らの新訳は分かりやすい表現で読み手の理解を助けるが、暗誦するには却って難しい。尾崎が述べるように、この本を「古典」とするならば斟酌する必要もないのかもしれないが、現代でも暗唱され、実践の現場では多用されているのであれば、七つのニーズに応える行動原則の発展にも目を向けることが必要である。

本論では、前掲の七つの原則のうちから、以下の3つの発展的解釈について考察する。原則の2から5までは既に援助技術として浸透しているものであり、原則の一つ一つがバイスティック固有の理論と言うわけではない。前にも述べたが、バイスティック理論の特徴は、七つのニーズと七つの原則の、いずれもが、七つそろって一体であるという主張にある。

一方、1.クライアントを個別に捉える（個別化）⁴、6.クライアントの自己決定を尊重する（自己決定の尊重）、7.秘密を守る（秘密保持）の三つの原則は、時の法律や政策、理念によっても変化する傾向が強いことから、考察を加えることとした。

原則1. クライアントを個別に捉える（Individualization）

クライアントを一人の人間として個別に捉える（個別化）の原則を、バイスティックは、人間の権利に基づいた援助原則であると述べ、個人としてとらえられることは「クライアントの権利でありニーズである」と主張する。遡ってリッチモンドの *What is a Social Casework?* (1921) では、「個人差と平等」（杉本一義訳、1963）として述べるにとどまっており、1930年にヴァージニア・ロビンソンによって初めて「クライアントを個別に捉えることは、現代のケー

スワークの基礎である」と述べたことが個別化の端緒となった。

一方、我が国において国民の基本的な人権が謳われたのは、現憲法下でのことである。戦後は第25条「生存権」が社会福祉の根拠法として重視されたが、現代ではむしろ、憲法13条「個人の尊重」が幸福追求権としてクローズアップされてきた。中でも、人格権と言われる新しい人権が認められるようになり、環境権、肖像権、プライバシー権、自己情報コントロール権（個人情報保護法）などが挙げられている。バイスティックが述べた「個別化は人間の権利である」の根拠は、日本においては憲法13条に求められる。また、2008年に示された社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）の改革の理念において、「個人が尊厳をもってその人らしい生活を送れるように支援するという社会福祉の理念に対応し、サービス利用者と提供者との間に対等な関係を確立する」と明示された。

バイスティックが言う「権利」とは、具体的な法的権利を指すものではなく、倫理や哲学、あるいは宗教といった、より大きな観点で用いられたものであるが、人権尊重が謳われる現代においては、法的根拠との絡みにおいてこの原則を説明することが必要となる。

原則6. クライエントの自己決定を尊重する (Client self-determination)

1978年、バイスティックは *Client Self-Determination in Social Work: A Fifty-Year History* を上梓した。それには1920年代から70年代までの50年に及ぶソーシャルワークにおけるクライエントの自己決定の変遷がまとめられ、その一部は先に示したケースワークの原則にも述べられている。

自己決定の原則は、20年代からすでに比較的容易に受け入れられていた理念として特色的である。1960年前後におけるソーシャルワークでは、人は自分に関することを自分で決める、生まれながらの能力を備えているとする考え方が既に受け入れられていたが、にもかかわらず疑問視されたのは、自己決定する機会を奪われていたある種の人々がいることへの懸念であった。例えば、知的障害や精神障害の人たち、高齢者や子どもたち、生活保護を受けている人々、多問題をもつクライエントや強制的にソーシャルワーカーのもとに送られてきた人々、施設にいる人々等々である。この時代のアメリカは、朝鮮

戦争、ベトナム戦争、ロシアとの冷戦、国内のマイノリティーの人々の市民権運動などで混乱の極みにあった。しかしこのような市民の権利に関わる闘いの中から、逆にクライアントの自己決定の原則を促進する環境が作り出された一面も認められたと、バイスティックは書いている。「もし一人の人間の自由がはく奪されているとしたら、全ての人の自由が危険にさらされている」—バイスティックは古い格言を引いて、60年代のアメリカの動向を総括した。

70年代の初めになると、クライアントの自己決定について専門家の中で話題に挙がることもなく、すでに当り前のこととして扱われていた。理論や実践においてはまだ多くの疑問や問題があったにもかかわらず、自己決定が軽く扱われていた面もあるとも指摘している。この50年を振り返り、バイスティックは次のようにまとめている。「当然のこととして受け入れられているクライアントの自己決定は、新たな政策、社会、または経済体制等によって、あるいは重要な新しい知識が開発されるといった出来事によって、あるいはソーシャルワークの斬新な方法理論が示されることによって、粉々に粉砕されることがあるかもしれない。そうなったら、再び消えかかった炎の残り火を煽って、自己決定が再検討されることになるだろう」と。

我が国では先に述べたように、社会福祉基礎構造改革以後、利用者主体、対等な関係での契約の導入、権利擁護、利用者自身によるサービス利用の尊重などの理念が一気に導入された。また、医療分野においてもインフォームドコンセントが重要視され、患者自身が自分の医療について決める権利が判例で確定している。自己決定権もまた新たな人格権の一つである。

原則7. 秘密を守る (Confidentiality)

バイスティックはクライアントが自分の秘密を守られる権利を、「人間が生まれながらにもっている権利である」と述べている。クライアントに関する情報の共有、関係者への開示には、クライアントの同意が必要であると指摘した。また、クライアントの秘密を守る上では何らかの制限があることにも触れており、秘密保持を求める権利と秘密の開示を認める際に葛藤が生じた場合は、特別に資格を有する人へのコンサルテーションが必要であると指摘した。

このバイスティックの理論は、2005年4月1日より我が国で全面施行された個人情報保護法の規定に近似する内容であることに驚かされる。明確に異なるのは、個人情報保護法では、情報の「自己コントロール権」と言われる新たな人格権を実質的に認めているという点のみである。

我が国では1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された。その法第四十六条には秘密保持義務が定められ、「正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」とある。また同法第五十条には「法第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」と罰則が規定されている。すなわち、国家資格を有する社会福祉士にとって、資格法が制定された時点で、秘密保持は法定の義務とされた。また、児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法にはそれぞれ通告義務が定められていると同時に、秘密保持義務を解除して通告する義務を専門職には課している。また、社会福祉士の倫理綱領にも秘密保持義務が定められており、クライアントの秘密は幾重にも保護される時代となった。それは従前のように「あなたの秘密を私は守ります」と言った専門家の良心に委ねられた義務というだけではないことを学んでおく必要がある。

すなわちバイスティックの七原則があるからクライアントの秘密を守ることが必要なのではなく、法律を順守するうえでそれが必要な時代なのだと学ぶことが、バイスティック理論を時代とともに発展させることに繋がっていく。

5. おわりに

1957年のバイスティックの著書から、バイスティックの七原則を継承し発展させることを眼目として敷衍した。バイスティックがここで主張したことは、ケースワーク関係の重要さである。特にクライアントの七つのニーズは、人間らしく在るためにクライアントが必要とする最も基本的なものであり、バイスティックはニーズを満たしてほしいとするクライアントの欲求を「権利である」と表現した。この権利は、ケースワーカーとクライアントの感情と態度の相互作用によってケースワーク過程に生き生きと鼓動し、実現されていく。その要素となるものが、ケースワーカーの実践における七つの原則である。

我が国でもバイスティックの七原則は長年学びつがれて来ているが、バイスティック理論の中核をなす援助関係の本質論がすっぽりと欠落している感を否めない。

またバイスティックが自然法に準拠するものだと主張する七原則も、我が国の新たな法律や政策により明確な義務として、あるいは制度として規定されたものもある。バイスティック理論を継承しつつ、各論としての七原則については議論や再検討を踏まえて、その時代に応じた、的確な実践の原則として高めていくことが求められることを考察した。

西南学院大学人間科学部社会福祉学科

注

- 1 The New York Times, Obituaries, Published : December 31, 1994
- 2 Biestek, F. P. (1994). An analysis of the casework relationship. *Families in Society*, 75 (10), 630- (available on-line)
- 3 前掲論文 pp. 3-4 より抜粋して要旨を筆者が翻訳
- 4 カッコ内は田村らの訳

参考文献

- 1) Felix P. Biestek, *The Casework Relationship* (Loyola University Press, 1957).
- 2) Felix P. Biestek & Clyde C. Gehrig. *CLICNT SELF-DETERMINATION IN SOCIAL WORK A Fifty-Year History*, (Loyola University Press, 1978).
- 3) F. P. バイスティック (田代不二男、村越芳男訳) 『ケースワークの原則：より良き援助を与えるために』, 1965, 誠信書房
- 4) F. P. バイスティック (尾崎新・福田俊子・原田和幸訳) 『ケースワークの原則[新訳版]援助関係を形成する技法』1996, 誠信書房